

議員提出議案第1号

三豊市議会委員会条例の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び三豊市議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和8年3月2日提出

三豊市議会議長 石井 勢三 様

提出者 三豊市議会議員 込山 文吉

賛成者 三豊市議会議員 瀧本 哲史

賛成者 三豊市議会議員 城中 利文

賛成者 三豊市議会議員 水本真奈美

賛成者 三豊市議会議員 湯口 新

賛成者 三豊市議会議員 近藤 武

賛成者 三豊市議会議員 高木 修

賛成者 三豊市議会議員 丸戸 研二

賛成者 三豊市議会議員 伊藤 幸洋

(別紙)

三豊市条例第 号

三豊市議会委員会条例の一部を改正する条例

三豊市議会委員会条例（平成18年三豊市条例第256号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(常任委員会の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 広報広聴常任委員会 9人</u></p> <p><u>ア 議会広報に関する事項</u></p> <p><u>イ 議会報告会に関する事項</u></p> <p><u>ウ その他議会の広報広聴に関する事項</u></p>	<p>(常任委員会の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。